

測量業務（区土木部発注の路線測量）の発注について（お知らせ）

区土木部発注の路線測量業務について、入札参加資格条件の所在地要件の一部変更及び発注時期の平準化を行いますので、お知らせいたします。

1 対象業務
区土木部発注の路線測量

2 対象業種
測量業（Aランク及びBランク）

3 入札参加条件の所在地要件の一部変更
原則として、所在地要件を下記のとおり変更いたします。

中央・北・東・西・手稲区土木部発注の路線測量

「市内業者（ただし、中央区、北区、東区、西区又は手稲区のいずれかの区内に主たる営業所を有する者）であること。」

白石・厚別・豊平・清田・南区土木部発注の路線測量

「市内業者（ただし、白石区、厚別区、豊平区、清田区又は南区のいずれかの区内に主たる営業所を有する者）であること。」

発注量のバランスを考慮し、従来どおりの要件（「市内業者であること。」）にて発注する案件もございますので、告示別表をご覧ください。

4 発注時期の平準化
発注時期については、従来8月～9月に行っておりましたが、下記のとおり変更いたします。

平成22年6月～9月

（毎週10件程度告示予定）

【お問い合わせ先】

財政局 管財部 契約管理課 工事契約係

電話 011 - 211 - 2442